④　公営企業会計の適用拡大の推進

公営企業の経営状況や資産等を正確に把握し、その経営に活用していくことが求められる。このため、重点事業である下水道事業及び簡易水道事業を中心に、平成31年度までの集中取組期間において、着実に公営企業会計の適用を推進すべきである。

また、今年度から水道事業及び下水道事業で取り組まれる「経営比較分析表」について、今後、公表分野の拡大を進めること等を通じて、公営企業の全面的な見える化を推進することが必要である。

⑶　地方財政の健全化と地方債制度の見直し等

①　地方財政の健全化と地方債制度の見直し

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の全面施行（平成21年）以来、地方自治体の財政健全化指標は一定の改善が見られる。その一方で、第三セクター等に対する短期貸付や公有地信託に伴う地方自治体の実質的な財政負担の把握等の課題への対応も必要となっている。そこで、各地方自治体が自らの財政状況を適確に把握し、継続的に財政健全化の取組を進められるよう、将来負担比率の算定方法の見直しを行うべきである。

地方債制度については、平成24年度から届出制度が導入されており、地方自治体の主体的・機動的な資金調達に貢献しているところである。届出制度導入後も地方債制度が安定的に運用されている状況を踏まえ、地方自治体の自主性・自立性を高める観点から、地方債のリスク・ウェイトがゼロという取扱いの維持に留意しつつ、実質公債費比率に係る協議不要基準の緩和をはじめ、届出対象を拡大するよう見直しを行うべきである。

②　地方債資金の確保等

地方債資金については、地方自治体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、長期かつ低利の資金を提供するため、所要の公的資金を確保すべきである。

特に、臨時財政対策債については、本来、地方交付税の法定率の引上げで対応すべき地方の財源不足を補うための制度として創設されているものであるため、地方の財源保障の観点から、その資金調達に当たっては国が責任を持って一定の資金を確保する必要がある。

また、財政力の弱い地方自治体が円滑に資金調達できるよう、地方自治体の共同調達機関である地方公共団体金融機構の財務基盤の充実及び貸付規模の確保を図るべきである。

なお、退職手当債は団塊の世代の大量退職に伴う退職手当の急増に対処するために平成18年度から平成27年度までの特例措置として発行が許可されているものである。退職手当額のピークは越えているものの、引き続き退職手当が多額にのぼる地方自治体も見受けられ、継続して退職手当額が高い水準で推移することから、安定的な財政運営に支障が生じないよう、一定期間、その延長を図るべきである。その際、退職手当債に依存しない財政運営への移行を促すため、退職手当債の発行要件について、必要な見直しを行うべきである。

おわりに～支え合う地域をつくるために～

これまで繰り返し述べてきたように、地方自治体は公共サービスの大半を担っている。自治体の取り組みが、住民と地域の安心、安全を支えている。近年は人口減少・高齢化を前向きに受け止めて、創意と工夫により触れ合いやにぎわいのある地域をつくろうという動きも広がっている。

その一方で、格差が拡大し貧困世帯が増加していることなどを理由に、「社会が脆弱になっているのではないか」という懸念の声もある。「脆弱な社会」では安心、安全の確保すらおぼつかなくなりかねない。その様な事態を食い止めるためには、家族の絆やコミュニティーの支え合いが不可欠である。そのための役割はやはり自治体を中心とした地域が担うことになる。

経済社会の変化に対応し、多様なセーフティーネットを築くことにより、住民の幸せや地域の安全確保に自治体がしっかりと役割を果たすためには、必要な歳出が可能な安定的な財源が措置されていなければならない。持続的な地方財政基盤の構築に向け、一層の取り組みが必要である。

来年３月で東日本大震災から丸５年となる。大津波に遭った被災地では防災集団移転促進事業が進んでいるとはいえ、仮設住宅での暮らしを余儀なくされている被災者も少なくない。原発事故が起きた福島県では、故郷への帰還が始まっているものの、まだ約10万人が県内外で避難生活を送っている。必要な事業費とその財源が確保されて、自治体が住民とともに着実に復興を実現することは、被災地だけでなく全国に安全への信頼を広げる一助にもなるはずである。

家族の絆とコミュニティーの支え合いがしっかり機能する地域を日本列島に広げるために、国と地方を挙げた奮起を促したい。

[1]　各地方自治体においては、平成27年度中に、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、地方人口ビジョンを策定し、それを踏まえて、今後５ヵ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた地方版総合戦略を策定する必要。

[2]　最近の地方分権改革の動きは次のとおりである。

・平成26年５月から導入した「提案募集方式」における地方公共団体等からの提案等を踏まえた「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年１月30日閣議決定）に基づき、国から地方公共団体又は都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進するため、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第５次地方分権一括法）などによる所要の法令整備が行われている。

[3]　平成28年度予算の編成等に関する建議（平成27年11月24日財政制度等審議会）36ページ

[4]　平成28年度予算の編成等に関する建議38ページ

[5]　平成28年度予算の編成等に関する建議37ページ

[6]　平成28年度予算の編成等に関する建議37ページ

[7]　平成28年度予算の編成等に関する建議38ページ

[8]　平成28年度予算の編成等に関する建議40ページ

[9]　平成28年度予算の編成等に関する建議41ページ

[10]　平成27年度において、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため、法定率の見直しがなされた。交付税原資は、国税４税（所得税、法人税、酒税、消費税）及び地方法人税であるが、後者は交付税特別会計に直接繰り入れられている。

[11]　地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度の地方財政計画の歳出に「まち・ひと・しごと創生事業費」を創設。地方交付税において、既存の「地域の元気創造事業費」を増額するとともに、新たに「人口減少等特別対策事業費」を創設。「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映。

[12]　特別交付税は、普通交付税の基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかった特別の財政需要があること、基準財政収入額のうちに著しく過大に算定された財政収入があること、普通交付税の額の算定期日後に生じた災害（その復旧に要する費用が国の負担によるものを除く。）等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があることにより、基準財政需要額又は基準財政収入額の算定方法の画一性のため生ずる基準財政需要額の算定過大又は基準財政収入額の算定過少を考慮しても、なお、普通交付税の額が財政需要に比して過少であると認められる地方団体に対して交付することとされている。（地方交付税法第15条第１項）

[13]　地方交付税法第６条の２及び地方交付税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第５号）附則第２条の規定により、特別交付税の交付税総額に対する割合は、平成27年度まで：６％、平成28年度：５％、平成29年度以降：４％とされている。

[14]　Public Private Partnershipの略。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

[15]　Private Finance Initiativeの略。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、公共施設等の建設、維持管理及び運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

[16]　「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年８月28日付け総務大臣通知）

[17]　「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年８月５日付総務大臣通知）